

最高裁秘書第3860号

令和元年7月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年7月19日に答申（令和元年度（最情）答申第24号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第77号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年1月4日（平成30年度（最情）諮詢第77号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（最情）答申第24号）

件名：懲戒を申し立てられた裁判官の人数等が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 インターネットの記事の記載によれば、本件開示申出文書は存在するといえる。
- 2 苦情申出人が官報情報検索サービスを利用して過去の分限事件について検索したところ、分限事件の件数が最高裁判所の調査とは大きく異なっていた。このことからすれば、最高裁判所は懲戒された事例をまとめた文書を保有しているといえる。

また、懲戒されなかった事例は官報に掲載されないことからすれば、最高裁判所は懲戒されなかった事例に関する文書を保有しているといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、特定の裁判官を除き、裁判官分限法に基づく懲戒の申

立てをされた裁判官の人数、件数及び決定内容等が分かる一覧表等の文書と解されるが、裁判所においてこのような文書を作成する必要はなかったので、本件開示申出文書を作成又は取得していない。

なお、同法に基づく懲戒の申立てをされた裁判官の人数及び件数に関する報道機関等からの問合せに回答した際は、懲戒の決定が掲載された官報等から集計して回答したものであるが、特に一覧表等の文書の作成を要する内容ではなかったことから、回答に当たって文書は作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 平成31年1月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年1月15日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ 令和元年5月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年6月21日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所において、裁判官分限法に基づく懲戒の申立てをされた裁判官の人数、件数及び決定内容等が分かる一覧表等の文書を作成する必要はなく、報道機関等からの問合せに対して回答した際には、懲戒の決定が掲載された官報等から集計して回答したため、回答に当たって文書は作成していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、官報情報検索サービスを利用した検索結果が最高裁判所の調査とは大きく異なっていた旨を主張するが、苦情申出人の検索や調査の方法等が適切であったか不明である上、その主張も、本件開示申出文書が存在することをうかがわせるものとはいえないから、本件の結論には影響しない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口正人

別紙

特定の裁判官を除き、懲戒を申し立てられた裁判官は55件65人であり、そのうち54件62人が戒告又は過料となつたことが分かる文書（懲戒を申し立てられた裁判官の氏名、懲戒の年月日等が書いてあるもの）